

改正

令和 7 年12月 2 日条例第13号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、境財産区運営基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 境財産区の健全な財政運営及びその地域住民の福祉増進に資する事業の財源に充てるため、市に那須烏山市境財産区運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- (1) 境財産区特別会計前年度の決算剰余金（予算繰越し等に充てるべき財源があるときは、これらを控除した額とする。）の範囲で市長が定める額
- (2) 第 6 条後段の規定により繰り入れる預金利子その他基金の運用から生ずる益金の額
- (3) 予算で定める額

一部改正〔令和 7 年条例13号〕

(積立方法)

第 4 条 前条第 1 号の積立金額は、決算剰余金から編入し、同条第 2 号及び第 3 号の積立金額は、予算に計上してこれを積み立てる。

追加〔令和 7 年条例13号〕

(管理)

第 5 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

一部改正〔令和 7 年条例13号〕

(運用益金の処理)

第 6 条 預金利子その他基金の運用から生ずる益金は、境財産区特別会計歳入歳出予算に計上して第 2 条に規定する事業等の財源に充てるものとする。この場合において、当該事業等の財源に充ててもなお剰余金があるときは、基金に繰り入れるものとする。

一部改正〔令和 7 年条例13号〕

(会計年度)

第 7 条 基金の収支計算は、一会計年度による。

一部改正〔令和 7 年条例13号〕

(処分)

第 8 条 次の各号のいずれかに該当するときに限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 境財産区の管理運営に要する経費の財源に充てるとき。
- (2) その他特に必要があると認める経費の財源に充てるとき。

一部改正〔令和 7 年条例13号〕

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

一部改正〔令和7年条例13号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の烏山町境財産区運営基金条例（平成2年烏山町条例第20号）の規定により積み立てられた現金、有価証券その他の財産は、この条例の相当規定により積み立てられた基金とみなす。

附 則（令和7年12月2日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。